

茅ヶ崎市型下水道用マンホールふた表面デザイン使用要綱

茅ヶ崎市型下水道用マンホールふた表面デザイン使用要綱を次のように定める。

(目的)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市型下水道用マンホールふた表面デザイン（以下「マンホールふた表面デザイン」という。）の使用（電子媒体での使用を含む。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(マンホールふた表面デザイン及び配色)

第2条 マンホールふた表面デザイン及び配色は、別紙1のとおりとする。

(使用者)

第3条 何人もマンホールふた表面デザインを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 茅ヶ崎市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき
- (3) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき
- (4) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあると認められるとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき

2 営利を目的としてマンホールふた表面デザインを使用する者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(使用承認申請)

第4条 前条第2項の承認を受けようとする者は、茅ヶ崎市型下水道用マンホールふた表面デザイン使用承認申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、承認の可否を決定し、使用承認（不承認）通知書により申請者に通知するものとする。

3 市長は、承認に際し必要な条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第5条 マンホールふた表面デザインを使用する者は、デザインのイメージを損なう改変をし

てはならない。

- 2 マンホールふた表面デザインの使用承認を受けた者（以下「承認者」という。）は、前項の事項に加え、承認された用途のみに使用しなければならない。

（承認内容の変更）

第6条 承認者は、承認内容を変更しようとするときは、あらかじめ、茅ヶ崎市型下水道用マンホールふた表面デザイン使用承認変更申請書（第2号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、承認の可否を決定し、使用承認変更（不承認）通知書により申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、承認に際し必要な条件を付することができる。

（違反等に対する取扱）

第7条 市長は、マンホールふた表面デザインを使用している者（承認者を除く。）が、この要綱に違反したときは、その使用の差し止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。

- 2 市長は、承認者がこの要綱に違反したとき、又は偽りその他不正の手段により使用承認を受けたときは、その承認を取り消すことができる。

- 3 市長は、前2項の規程による請求等、又は承認の取り消しを受けた者に対して、使用物件の回収を求めることができる。

- 4 市は、次に掲げるものについて、一切の責任を負わない。

- (1) 前3項の規程による請求等、承認の取り消し、使用物件の回収、並びにその他マンホールふた表面デザインの使用に関し、使用者に生じた損害又は損失

- (2) 使用者が、マンホールふた表面デザインの使用によって第三者に対して与えた損害又は損失

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

茅ヶ崎市型下水道用マンホールふた表面デザイン使用承認申請書

年 月 日

（あて先）茅ヶ崎市長

住所又は所在地

申請者 氏名

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

電話番号

次のとおり、マンホールふた表面デザインを使用したいので申請します。

使用 の 詳 細	目的	
	方法	
	日時・期間	
連絡 責任 者	氏名	
	連絡先	電話番号 ()
添付書類	1 使用に際しての企画書 2 その他	

（担当課 下水道河川総務課）

第2号様式（第6条関係）

茅ヶ崎市型下水道用マンホールふた表面デザイン使用承認変更申請書

年 月 日

（あて先）茅ヶ崎市長

住所又は所在地

申請者 氏名

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

電話番号

茅ヶ崎市型下水道用マンホールふた表面デザイン使用承認番号第 号の内容について、次のとおり変更したいので申請します。

変更する項目	
変更する内容	

（担当課 下水道河川総務課）